

## 自由販売証明書に関するFAQ（よくある質問と答え）

### 【申請の対象】

#### Q1. どのような食品が自由販売証明書の発行申請の対象ですか？

日本国内で製造・加工され、小売店等で販売されている形態の食品が対象です。なお、別途厚生労働省において輸出食品に関する取扱いの規定がある場合（⇒詳細は[こちら](#)のページをご覧ください。）は申請できませんのでご注意ください。

#### Q2. 国外向け専用に製造された食品は、自由販売証明書の発行申請の対象ですか？

日本国内で販売が可能な食品であれば対象となります。国内で製造販売されている製品と使用している原材料やその配合割合、製造工程が完全に一致していない場合は、国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類を提出してください。

#### Q3. 食品添加物は自由販売証明書の発行申請の対象ですか？

食品添加物は本制度の対象外です。食品添加物の輸出に際して「食品添加物輸出確認書」が必要な場合は、[日本食品添加物協会](#)(TEL：03-3667-8311)にお問い合わせ下さい。

### 【申請の条件】

#### Q4. 輸出先の通関業者から自由販売証明書の提出を求められていますが、自由販売証明書の発行申請はできますか？

できません。自由販売証明書は、輸出相手先国の政府機関から提出を求められている場合に限り発行することができます。

#### Q5. 申請に際して手数料はかかりますか？

手数料は不要です。しかし、郵送による自由販売証明書の受け取りを希望される場合は、返信用封筒に必要な料金の切手を貼付する必要があります。

### 【申請の時期等】

Q6. 輸出日がまだ具体的に決まっていますが、自由販売証明書の発行申請はできますか？

できません。輸出日を確定してから申請してください。また、輸送方法や便名が決まっていないなど、申請書類に他の空欄箇所がある場合も書類は受付いたしませんのでご注意ください。

Q7. 食品をある国に輸出したら、自由販売証明書がないことを理由に輸入が止められてしまいました。自由販売証明書を発行してもらえますか？

すでに輸出された食品については、自由販売証明書は発行できません。また、輸出しようとする食品が日本の保税地域にある場合（外貨となっている場合）にも証明書は発行できませんのでご注意ください。

Q8. 自由販売証明書を紛失してしまいました。再発行してもらうことはできますか？

一度発行された証明書の再発行はできません。

#### 【書類の作成方法】

Q9. 複数の製品をまとめて一度に輸出する予定ですが、一つの申請書にまとめて申請できますか。

輸出しようとする製品の製造所が同じであれば、まとめて申請できます。しかし、所定の各様式の記入欄の拡張や余白の変更などはできませんので、各様式におさまらない場合には、複数の申請に分けて必要書類を提出してください。

Q10. 別紙様式 1（確認書）にある、「製造所」と「製造者」の違いは何ですか？

製造所とは、輸出しようとする食品を製造する施設を指し、製造者とは、製造所の本社を指します。

Q11. 輸出者と製造者が同一である場合、別紙様式 1（確認書）は必要ですか？

必要です。輸出者と製造者の記載欄それぞれに同様の記載をし、製造者の記載欄に代表者印を押印してください。

Q12. 別紙様式 3（自由販売証明書）は様式 3 と様式 3 - 2 がありますが、どちらを使用すればいいですか？

輸出相手先国がトルコの場合に限り、別紙様式 3 - 2 を使用してください。それ以外の国は別紙様式 3 を使用してください。

Q13. 同一の食品を継続して輸出する場合であって、品名や製造ロットが同じ場合には「確認書」及び「営業状況等確認書」は以前の申請時に提出したものの写しを提出していいですか？

認められません。品名や製造ロットが同じ場合にも、「確認書」及び「営業状況等確認書」については、申請の都度、関係機関から取得し提出が必要です。

Q14. 「確認書」及び「営業状況等確認書」は、原本の提出が必要ですか？

提出いただく書類は写しで構いません。なお、必要に応じて原本の提示を求める場合もありますので、適切に保管してください。

Q15. 申請書類は英語で作成することはできますか？

できません。

#### 【添付する書類】

Q16. 健康食品の輸出を考えていますが、それを製造する施設が清涼飲料水製造業の許可を取っている場合には、その営業許可証等の写しを添付すればいいですか？

認められません。申請する食品の製造に関する営業許可証等の写しが必要です。該当する営業許可証等が無い場合は、別紙様式4（営業状況等確認書）を提出してください。

Q17. 輸出しようとする食品は国内で流通するものと同じであるが、パッケージが国内用と異なる場合、申請書類にはいずれのパッケージの写しを添付すればいいですか？

実際に輸出する食品のパッケージと、国内で流通している製品のパッケージの両方を提出してください。

Q18. 「食品の入手経路を示す取引関係書類の写し」とは、具体的にどのような書類のことですか？

出庫伝票、入荷伝票、納品書、売買契約書など、輸出者が輸出する製品を製造者から入手した経路を示すことができる書類を提出して下さい。なお、製造者自身が輸出者となる場合にはこれらの書類は不要です。